

## 議案第53号関連資料

### 明石市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

#### 1 改正理由

国においては、昨年度の人事院勧告に基づき、働きながら子育てしやすい環境整備のため、部分休業の取得パターンの多様化、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認などの制度改正が、本年10月1日に施行されます。

本市においても、国に準じた制度とするため、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という）の一部改正及び、人事院規則の改正を踏まえ、関係条例について所要の整備を図ろうとするものです。

#### 2 条例改正の内容

##### (1) 第2号部分休業の新設

従来第1号部分休業に加えて、終日の休業を可能とする第2号部分休業を新設します。職員は第1号、第2号のいずれかを選択して部分休業を取得することが可能になります。

1日の勤務時間が6時間以下の非常勤職員は、第1号部分休業は取得できませんが、新設される第2号部分休業の取得が可能となります。

項目	第1号部分休業 (現行)	第2号部分休業 (新設)
取得可能職員	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	
1日の上限時間	2時間	終日休業可能
年間の上限時間	なし	1日の勤務時間の10日相当(※)
取得単位	30分	1日又は1時間
給与の取扱い	無給	無給

※令和7年度においては1日の勤務時間の5日相当。

## (2) 育児に係る勤務環境の整備

ア 職員が妊娠、出産等を申し出たときに、仕事と育児との両立支援制度等（※）について情報提供及び意向確認を行う。

イ 3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立支援制度等について情報提供及び意向確認を行う。

※ 出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、育児時間、部分休業並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限等

### 【本市における現在の取組み状況】

- ・妊娠の報告を受けた所属長は「育児・仕事両立支援ハンドブック」により両立支援制度等について情報提供し、育児休業プランの提出を求める。
- ・所属長は提出された育児休業プランをもとに、育児休業前、に面談を実施し、職員が不安に思うこと等について聞き取りを行う。
- ・所属長が復職前や復職後に面談を実施するなど、職員が仕事と育児の両立がスムーズにできるよう情報提供やサポートを行う。

## (3) その他

上記改正に伴う規定整備等

## 3 改正する条例

- (1) 明石市職員の育児休業等に関する条例
- (2) 明石市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- (3) 明石市職員の高齢者部分休業に関する条例
- (4) 明石市職員の給与に関する条例

## 4 施行期日

令和7年10月1日